

# アスリート盗撮対策苦慮

性的な目的のためにスポーツ施設で同意なく選手を撮影する「アスリート盗撮」

への対策が徐々に広がっている。競技会場に撮影禁止区域が設けられ、福岡県ではこうした行為を「性暴力」と定義する条例もできた。

ただ、撮影行為を明確に禁じた法令はなく、インターネット上にひとたび写真が出回ると削除するのは難しい。専門家は「アスリート盗撮は許さないという認識を社会全体に広げる必要がある」と指摘する。

「選手の盗撮は卑劣な行為です。不審な人を見かけたら大会本部にお知らせください」。23日、福岡市の博多の森陸上競技場。中高生らが参加した福岡陸上競技協会主催の記録会で、注意喚起の放送が流れた。

福岡陸協は2023年度から、1000席のスタートライン後方の観客席など複数箇所を撮影禁止区域にし

た。不審な人がいないか観客席に目を光らせる。

22年にはこの競技場でカメラをかばんや車の下に隠して撮影していた男に出入り禁止を言い渡した。男は23年8月、広島県で女子陸上選手の下半身を撮影したとして県迷惑防止条例違反（卑わいな言動）容疑で逮捕された。だが福岡陸協の大神和彦常務理事(69)は「わが子を撮影する保護者も多く、性的な目的の撮影を見破るのが難しい」と話す。

福岡県内のある高校の陸上部は昨春秋、大会で競技中の女子部員の写真が載ったサイトを発見。顔や校名にモザイクがかけられ、ユニホーム姿の臀部が写されていた。学校が県警や日本陸上競技連盟などに相談したが、今も写真はネット上に残ったまま。「被害を訴えても何も変わらない」と副顧問は言う。

アスリート盗撮は陸上だけでなく水泳や新体操、バ

## 条例規制も「性的意図」判断難しく

レーボールなど、女子選手が出場するさまざまな競技会場で課題となっている。選手が恐怖心を抱いたり集中を欠いたりして、力を発揮できない恐れがある。

広島県のケースのように迷惑防止条例を適用して対処しようにも、性被害に詳しい上谷さくら弁護士（東京）は「選手の全身を撮影



陸上競技の記録会の会場に設けられた撮影禁止区域  
23日、福岡市博多区の博多の森陸上競技場

ジェンダー  
その先へ  
#五輪イヤー

している場合は単なるファンと同じで、罪に問えない」と話す。23年の刑法改正で性的姿態撮影罪が新設されたが、ユニホーム姿は「性的な意図の線引きが難しい」と対象外になった。

性加害者の治療を担うNPO法人・性障害専門医療センターの福井裕輝代表理事（精神科医）によると、盗撮を繰り返す加害者の中には薬物療法と認知行動療法で改善する人もいる。ただ逮捕が治療の入り口になる場合が多く、「アスリート盗撮は逮捕されにくいいため、加害者が自身の問題に気がきにくい」と指摘する。

福岡県議会は今年22日、アスリート盗撮を性暴力と位置付ける性暴力根絶条例改正案を可決した。罰則はないものの、上谷弁護士は問題周知のきっかけになると評価。「パリ五輪に向け、盗撮を許さないという機運をさらに高めたい」と話している。（古川大二）